

はじめに

「就職」は、一人の人間にとって、生活の安定や社会参加を通じての生きがい等、生存していく上で極めて重大な意義をもっています。

わが国の憲法において、職業選択の自由を基本的人権の一つとして、すべての国民にこれを保障しているのも、このような趣旨に基づくものです。

職業選択の自由すなわち就職の機会均等ということは、誰でも自由に自分の適性や能力に応じて職業を選べることですが、そのためには雇用する側が正しい採用選考を行うことが必要であり、また採用後の人事管理が正しく行われないと、実質的に職業選択の自由が保障されたことにはなりません。

このため、本局としましては、従来から各企業の皆さまに、就職差別を解消していただくように協力を要請してきたところです。

しかしながら、応募者の適性と能力に基づかない不合理な採用選考が行われるなど、依然として就職差別につながるおそれのある事象が見受けられます。

このことは、従来から啓発に取り組んできたことが、充分にご理解をいただけなかった現れでもあり、今後の啓発や指導の進め方については、こうした反省の上に立つて幅広く、ねばり強く取組みたいと考えています。

この冊子はこのような考え方のもとに発刊したのですが、各企業の皆さまにおかれましては、国民的課題である同和問題をはじめ、基本的人権の尊重について正しい理解と認識をさらに深め、差別のない公正な採用選考を行っていただきますようお願いいたします。

佐賀労働局職業安定部
公 共 職 業 安 定 所
(ハ ロ ー ワ ー ク)